

2025

研究・作業用グローブ ライフサイエンス・ インダストリーカタログ



今ご使用の手袋は法改正に対応済みですか？

新たな化学物質規制が導入されます。

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます。

*健康障害の恐れがある有害物質に応じて、労働者に障害防止用の保護具の着用が **2024年4月より義務化**されました。

2023年4月1日
努力義務



【法改正】

2024年4月1日
義務



キャンペーン情報
はこちら



サンプル依頼
はこちら



カタログ一覧
はこちら



皆様の使っている手袋は安全ですか？

職場における

新たな化学物質規制が導入されました。

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します。

2

リスクアセスメントの結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準以下とすることが義務付けられます。

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に適切な保護具を使用させることが求められます。

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます。
(化学物質管理者の選任、リスクアセスメントの結果等の記録作成・保存等)

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

- 1 SDS及び作業現場の確認
- 2 リスクアセスメントの実施
- 3 リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674 物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された234物質が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の categoriaで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約850物質を義務対象に追加予定。